

新潟県条例第32号

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和52年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の定めるところにより、動物の愛護及び管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>(適用除外)</u></p> <p>第2条の2 この条例の規定は、新潟市の区域において、適用しない。</p> <p>(動物愛護監視員)</p> <p>第18条の2 法第34条第1項の規定に基づき、法第24条第1項 <u>(法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。)</u>又は第33条第1項の規定による立入検査及び前条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護監視員を置く。</p> <p>(手数料)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。</p> <p>(1) 法第10条第 <u>第1種動物取扱業</u> 1件につき1万1項の規定に <u>登録申請</u> 5,000円(同一の敷地内において営もうと <u>登録を受けようとする者</u> する数種の <u>第1種動物取扱業</u> に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、2件目以降は1件につき1万円)</p> <p>(2) 法第13条第 <u>第1種動物取扱業</u> 1件につき1万1項の規定に <u>登録更新</u> 5,000円(同一の敷地内において営もうと <u>登録の更新を受けようとする者</u> とする数種の <u>第1種動物取扱業</u> に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、2件目以降は1件につき1万円)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）<u>及び地方自治法（昭和22年法律第67号）</u>の定めるところにより、動物の愛護及び管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(動物愛護監視員)</p> <p>第18条の2 法第34条第1項の規定に基づき、法第24条第1項又は第33条第1項の規定による立入検査及び前条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護監視員を置く。</p> <p>(手数料)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。</p> <p>(1) 法第10条第 <u>動物取扱業</u> 1件につき1万1項の規定に <u>登録申請</u> 5,000円(同一の敷地内において営もうと <u>業の登録を受けようとする者</u> する数種の <u>動物取扱業</u> に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、2件目以降は1件につき1万円)</p> <p>(2) 法第13条第 <u>動物取扱業</u> 1件につき1万1項の規定に <u>登録更新</u> 5,000円(同一の敷地内において営もうと <u>業の登録の更新を受けようとする者</u> とする数種の <u>動物取扱業</u> に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、2件目以降は1件につき1万円)</p>

けようとする者	時に数件の申請が行われる場合にあつては、2件目以降は1件につき1万円)	とする者	の申請が行われる場合にあつては、2件目以降は1件につき1万円)
(3)～(5) (略)		(3)～(5) (略)	
(6) 法第35条第1項の規定により犬又は猫の引取りを申請する者	犬又は猫の引取手数料 1匹につき1,630円。ただし、子犬又は子猫は、10匹までは1,630円とし、10匹を超える場合は3,260円とする。	犬又はねこの引取手数料 1匹につき1,630円。ただし、子犬又は子ねこは、10匹までは1,630円とし、10匹を超える場合は3,260円とする。	
(7) (略)		(7) (略)	
2 (略)		2 (略)	
		(事務処理の特例)	
		<u>第20条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例に基づく事務のうち、次に掲げるものは、新潟市が処理することとする。</u>	
		<u>(1) 第14条の規定により、野犬等を抑留し、飼い主が引き取らないときは、これを処分すること。</u>	
		<u>(2) 第15条第1項の規定により、野犬等を薬物を使用して抑留し、又は薬殺すること。</u>	
		<u>(3) 第16条の規定による事故届等を受理すること。</u>	
		<u>(4) 第17条の規定により、措置命令をすること。</u>	
		<u>(5) 第18条第1項の規定により、必要な報告を求め、又は職員に立入調査をさせること。</u>	
<u>第20条</u> (略)		<u>第21条</u> (略)	
<u>第21条</u> (略)		<u>第22条</u> (略)	
<u>第22条</u> (略)		<u>第23条</u> (略)	

附 則

(施行期日)

- この条例中第18条の2及び第19条の改正は平成25年9月1日から、その他の改正は同年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 平成25年8月1日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。